

粒子状物質及び光化学オキシダントに係る本県の取組について

1 削減に係る取組

(1) 固定発生源（工場・事業場）対策

- ア 「大気汚染防止法」に基づくSO_x、NO_x、ばいじん、揮発性有機化合物（VOC）及び粉じんの規制
- イ 「県民の生活環境の保全に関する条例」に基づくSO_x、ばいじん、VOC及び粉じんの規制
- ウ 「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」による対策の推進
 - ・ NO_x 上乘せ削減指導
 - ・ VOCの排出量及び排出抑制の取組状況の把握
 - ・ VOC対策セミナー等の実施

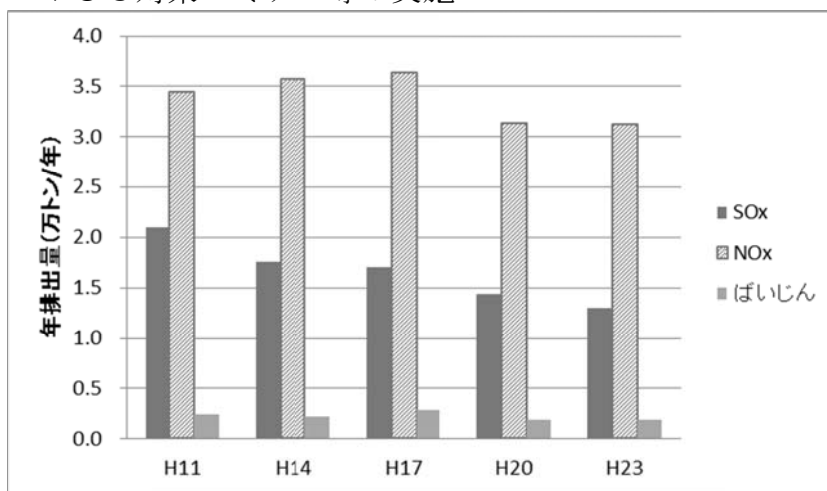


図1 県内の工場・事業場からのSO_x、NO_x、ばいじんの排出量

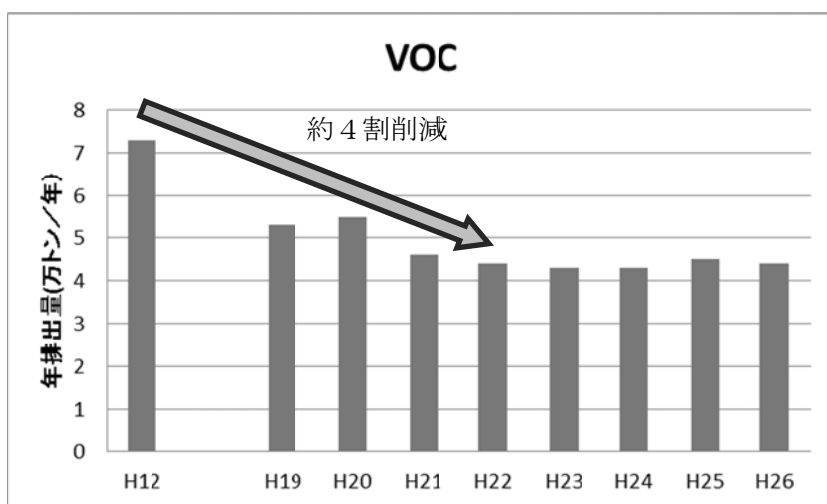


図2 県内の工場・事業場からのVOC排出量の推移

(2) 移動発生源（自動車）対策

- ア 自動車単体対策の強化等
 - (ア) 大気汚染防止法に基づくディーゼル車等の排ガス規制強化
 - (イ) ディーゼル黒煙街頭検査、車両点検整備の励行などの啓発活動の実施

イ 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進

(ア) 「自動車NO_x・PM法」に基づく、ディーゼル車種規制を推進

(イ) 「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づき荷主等に、運送の委託などに際し、自動車NO_x・PM法の対策地域外からの流入車も含めて、車種規制非適合車の使用抑制を指導

ウ 低公害車の普及促進

(ア) 「次世代自動車等先進エコカー」について、補助金、自動車税の5年免除、自動車取得税の非課税、行政機関における率先導入の推進

(イ) 県内各所にEV・PHVの充電インフラ整備等の促進

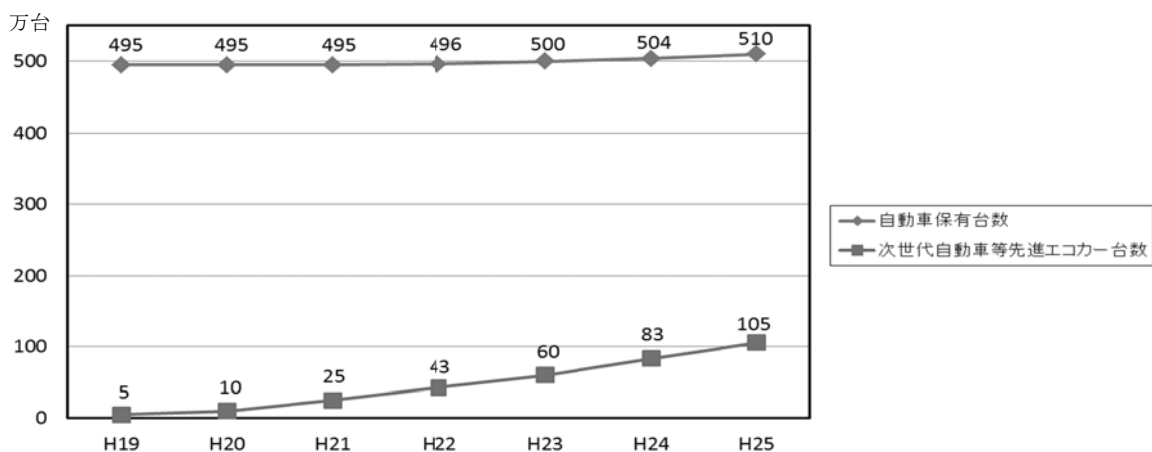


図3 県内の自動車保有台数及び次世代自動車等先進エコカー普及台数の推移

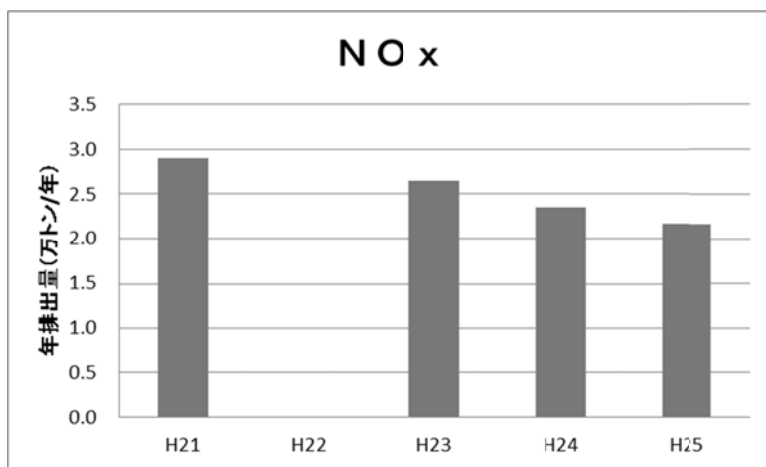


図4 対策地域における窒素酸化物の自動車排出総量の推移

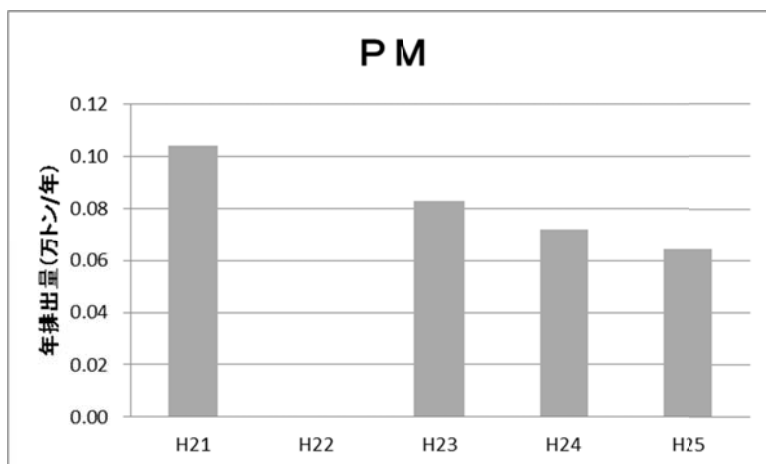


図5 対策地域における粒子状物質の自動車排出総量の推移

2 PM2.5 高濃度時の対応

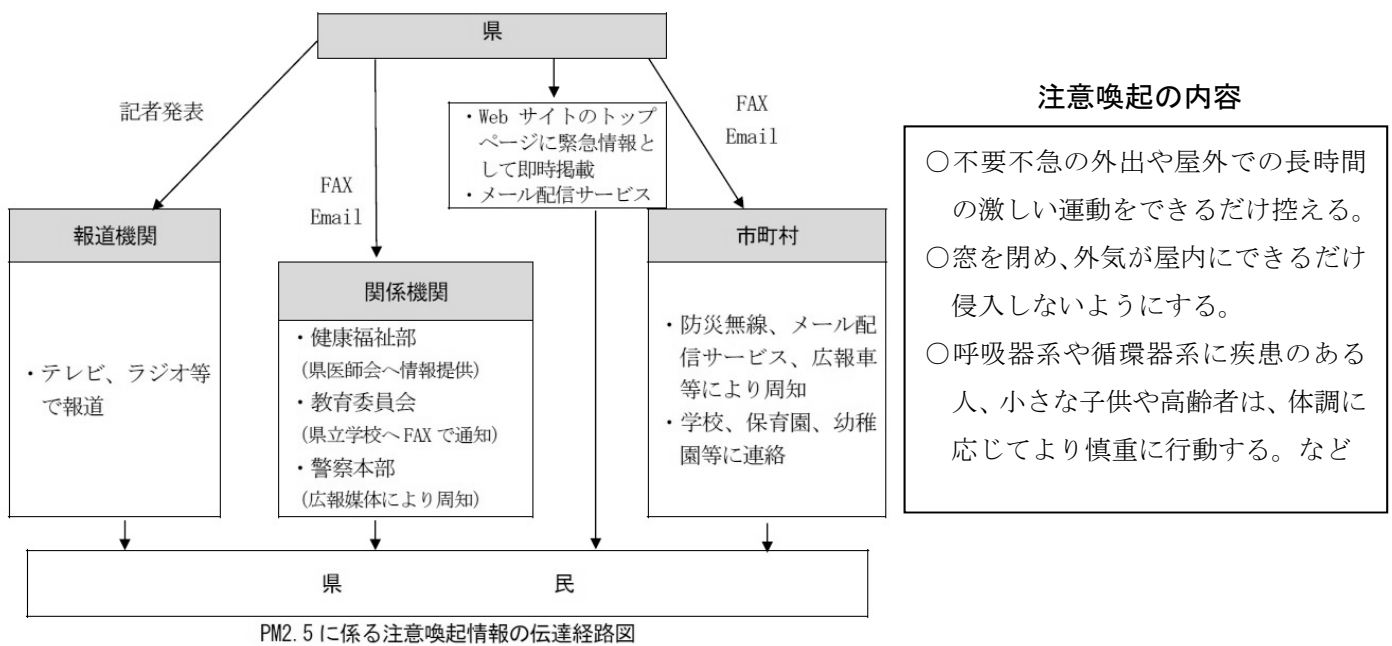
- 平成 25 年 2 月 27 日に、国は PM2.5 が高濃度になった時に住民に注意喚起を行うための暫定的な指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を取りまとめた。
- これを受け、本県においては、平成 25 年 3 月 9 日から微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起情報の発令体制を整備した。

【発令基準】

- 県内を 3 区域（尾張区域、西三河区域、東三河区域）に分け、注意喚起のための暫定的な指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すると予測される場合、区域ごとに注意喚起情報を発令する。

【県民への周知方法】

- 県の Web ページや市町村の広報等で県民に注意を呼びかける。
- 平成 27 年 3 月 17 日から、県民への PM2.5 注意喚起情報メール配信サービスを開始。



【発令実績】

- 平成 26 年 3 月 18 日に尾張区域及び西三河区域に発令した。

＜日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した測定局＞

測定局	日平均値	区域
半田市東洋町	$79.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$	尾張
常滑市保健センター	$75.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$	尾張
東海市横須賀小学校	$71.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$	尾張

* 西三河区域の日平均値が最も高い測定局は、安城農林高校の $68.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。